

招待講演等の講師における旅費規則

2016年6月4日
制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会定款第4条第1号に定める学会大会、シンポジウム、講演会並びに研究会等における招待講演、特別講演および講演会等の講師（以下「招待講演等の講師」という。）の旅費及び宿泊費等の支給に対して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 招待講演等の講師の旅費及び宿泊費等の支給の可否については、学会大会実行委員会、シンポジウム、講演会、研究会等開催主催者（以下「実行組織」という。）実行組織が決定し、会長の承認を必要とする。

(旅費の計算)

第3条 招待講演等の講師旅費の額は、一般社団法人社会情報学会役員旅費規則を準用する。

2 目的地が東京都以外の場合には、実行組織がその都度定め、会長の承認を必要とする。

(宿泊費)

第4条 宿泊を伴う場合は、1泊あたり10,000円を支給する。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規則は、2016年4月1日から遡及して施行する。